

世話人所感

2021年3月23日

川嶋 みどり

昨年4月に入職した新人達は、集合的オリエンテーションのないまま新しい環境や事象に適応しつつ、早くも後輩を迎える立場になりました。今年巣立った新卒業生らは、実習制限や初めてのオンライン授業で戸惑うことの多かった最終学年を終えての卒業式でした。

看護未来塾でも、この感染症下での臨地実習問題は大きな関心事でした。教育グループ主催の勉強会では、遠隔操作による患者教育やシミュレーション学習を活用して臨地実習を補ったことなど、智恵と工夫をこらした経験や教訓を参加者と共有しました。そして、これを踏まえて国や自治体、看護系議員らに要望書を送りました(2021年2月5日)。

変異株ウイルスにより感染がリバウンドすれば第4波の要因になる恐れのある中、国は一都三県の緊急事態を解除、果たしてこのタイミングでよかったのか。何れにしても感染症への備えは十分に急いでしておかなければならず、看護教育上も、感染看護、感染管理の知識と技術は必須の条件です。今回のような実習制限の可否については別に論じるとしても、臨地実習に準じた実技を学ぶしくみを早急に整えることは、看護の受け手の方たちに対する教育者としての責務でもあり、これを機に実習のあり方に関しても根本的な検討が迫られていると思います。看護学教育の充実が国民の生命と健康に連動することへの認識を強め広めるとともに、政策立案や予算構築への働きかけを積極的に行う必要を痛感しました。

そうした動きの一方で、前 JOC 森理事長の女性蔑視発言に端を発して盛り上がったのがジェンダー平等論議でした。内外からの批判や世論の高まりで、急遽、女性理事長の就任、女性役員の比率を高めるなどの対策が講じられました。これ以外にも、重要な意志決定の殆どが男性によって独占されてきた日本社会の現実を、国際的なジェンダーギャップ指数で、153カ国中121位ということからも再確認したことでした。男女平等、女性解放運動は、女性参政権獲得運動に結びついて19世紀から世界中に広がったことは歴史的に明らかです。

そうした中で興味深いエピソードがあります。1860年代に英国で婦人参政権を推進していたジョン・スチュアート・ミルが、ナイチンゲールに対して「参政権獲得協会の最高委員になって欲しい」と要請したのを断ったことです。それは女性の選挙権に反対したわけではなく、参政権の前に女性を抑圧している悪弊を解決しななければならないとの理由からでした。彼女は、「…貧民の妻や娘たちはみな飢えているというのに、選挙権を与えればその一部でも解決できるというのですか」といい、「女性も1人の『人間』になることが大切です……」と述べています。(ウーダム・スミス, 1996; 『ナイチンゲールの生涯』)。また、「女性の権利」に関して「男性のしている仕事は女性にもさせよ」とか「女性には男性の仕事はさせてはならない」との何れも“たわごと”であるとして、「たとえ自分の能力がどのようなものであれ、自分の仕事に対して能力の最善を尽くすべき」であると述べています(看護覚え書)。

19世紀の英国でのエピソードですが、現代の女性たちの意識改革のヒントが含まれている感じがします。

日本で女性の参政権が認められたのは、第二次世界大戦で敗れた 1945 年のことでしたから、GHQ の占領政策の一環としての女性解放の証左として与えられたかのように受けとめた向きも否定できません。当時、男性の大半が戦死したり、未帰還で殆どの女性たちは、その日の食物の調達でそれどころではなかった面もあるかと思えます。しかし、長く続いた戦争で中断したとはいえ、この参政権は、戦前からの大正デモクラシーを経て高まった”平塚らいてう(1886- 1971 年)”らによる女性の権利獲得運動の成果でもあったことを忘れてはならないでしょう。丁度その頃、民主化とは程遠い籠の鳥のような寮生活をしていた看護学生の私たちでさえ、夢中で回し読みした小説がありました。宮本百合子の「伸子」です。これは、女性が個人としてではなく、家父長制と性役割に縛られて生きることからの解放をモチーフにしたもので、主人公と同年代の女性たちに共感されて広まっていました。今、思えば、まさに先駆的なジェンダー問題が提起されていたのです。以来 70 年以上を経てなお、LGBT の問題を含むジェンダー平等の考え方は緒に就いたばかりと言えましょうか。

女性解放にまつわる歴史への興味は尽きませんが、21 世紀、未だに男女が公平に活躍できる社会になっていない事実を直視しなければと思います。閣僚や企業の管理職の女性の比率の少なさは確かに問題で、まずは数の上での比率を高めることを目指すのはよいとして、それだけで真の解決策になるとは思われません。現に進行中のコロナ禍の中、男女を問わず非正規雇用、失業などによる生活困窮者が増えています。とりわけ女性を取り巻く環境の厳しさが浮き彫りになっています。「子供たちは 1 日 2 食で我慢、自分はお水を飲んでー」などの悲痛な声。自粛による家事・育児、介護の負担増、DVにさらされるリスクも増大、生理用品さえ買えない若い女性たち。150 年前のナイチンゲールの言葉が身に沁みます。

ジェンダー問題を考える時、職業としての看護のありようにも目を向けなければなりません。看護婦という名称で女性の職業として始まったこともあり、大多数が男性で占められてきた医師と看護師との関係は、長期にわたって垂直な関係が続きました。日本古来の家父長制のもとでの根強い男性優位思想の影響を受け、教育も給与も社会的位置づけにもその差が明らかでした。近年、男性看護師の比率も徐々に高まってはいるものの、医師、看護師関係は職分や役割の差だけとは言いがたいものがあります。この点に関しては、ここでは深く立ち入らないことにします。問題は、圧倒的多数を女性が占める看護集団内での個々の看護師たちの人権は守られているでしょうか。耳障りの悪い発言を暗に封じるようなことはないでしょうか。パンデミック収束の目途のつかぬなかでの逼迫した医療体制の鍵である看護体制のもとで、1 人 1 人の大切な資源を守り抜く必要があります。聞きたくないけど入ってくるパワハラ、マタハラ、陰湿なイジメにより離退職する人の声をどのように受けとめたらよいでしょうか。

ジェンダー平等とは、社会的あるいは文化的な立場での男女の平等を意味します。産むか産まないかの自由は女性のものだとしても、生理的性差を認めた上での平等であるべきで、生理休暇や産休、育休をとることが、男性と同等の仕事、役割を果たす大前提であるのです。性差を問わず誰もが公平かつ平等に生きていく社会を構築するためにも、私は、改めて人間の尊厳、人権の概念を問い直す必要を感じています。「持続可能な社会の推進」を単なるスローガンにおわらせないためにも。

みなさまとの真摯な論議を期待いたします。